

経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定にかかる審査方法及び基準

1 審査方法

- (1) 民間事業者が提出した企画提案書について、経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会が書類審査を行います。
- (2) 審査事項は、次のとおりとします。
- ① 森林所有者に支払う金額
 - ② 木材販売収益の安定・向上
 - ③ 森林経営計画の作成予定
 - ④ 経営管理の着実な実施
 - ⑤ 地域への貢献度
 - ⑥ 技術的な提案

2 審査基準

企画提案書の審査については、選定委員会を開催して提案内容を審査することによって行います。評価にあたっては、前述の審査事項に基づき、次の表に示す各項目の基準点の合計を採点し、委員から1位と評価された数が最も多い事業者を採用事業者として決定します。なお、1位と評価された事業者が同数の場合は、委員長が採用事業者を決定します。

審査事項	審査基準点				
①森林所有者に支払う金額	極めて優れている 25点	優れている 20点	普通 15点	やや劣っている 10点	劣っている 5点
②木材販売収益の安定・向上	極めて優れている 10点	優れている 8点	普通 6点	やや劣っている 4点	劣っている 2点
③森林経営計画の作成予定 (面積要件を満たすか否か)	極めて優れている 10点	優れている 8点	普通 6点	やや劣っている 4点	劣っている 2点
④経営管理の着実な実施 (体制、実績等)	極めて優れている 20点	優れている 16点	普通 12点	やや劣っている 8点	劣っている 4点
⑤地域への貢献度 (事務所の所在、地域雇用等)	極めて優れている 15点	優れている 12点	普通 9点	やや劣っている 6点	劣っている 3点
⑥技術的な提案	極めて優れている 20点	優れている 16点	普通 12点	やや劣っている 8点	劣っている 4点